資料３

# 資金移動業型ステーブルコインにおける「100万円」上限の課題

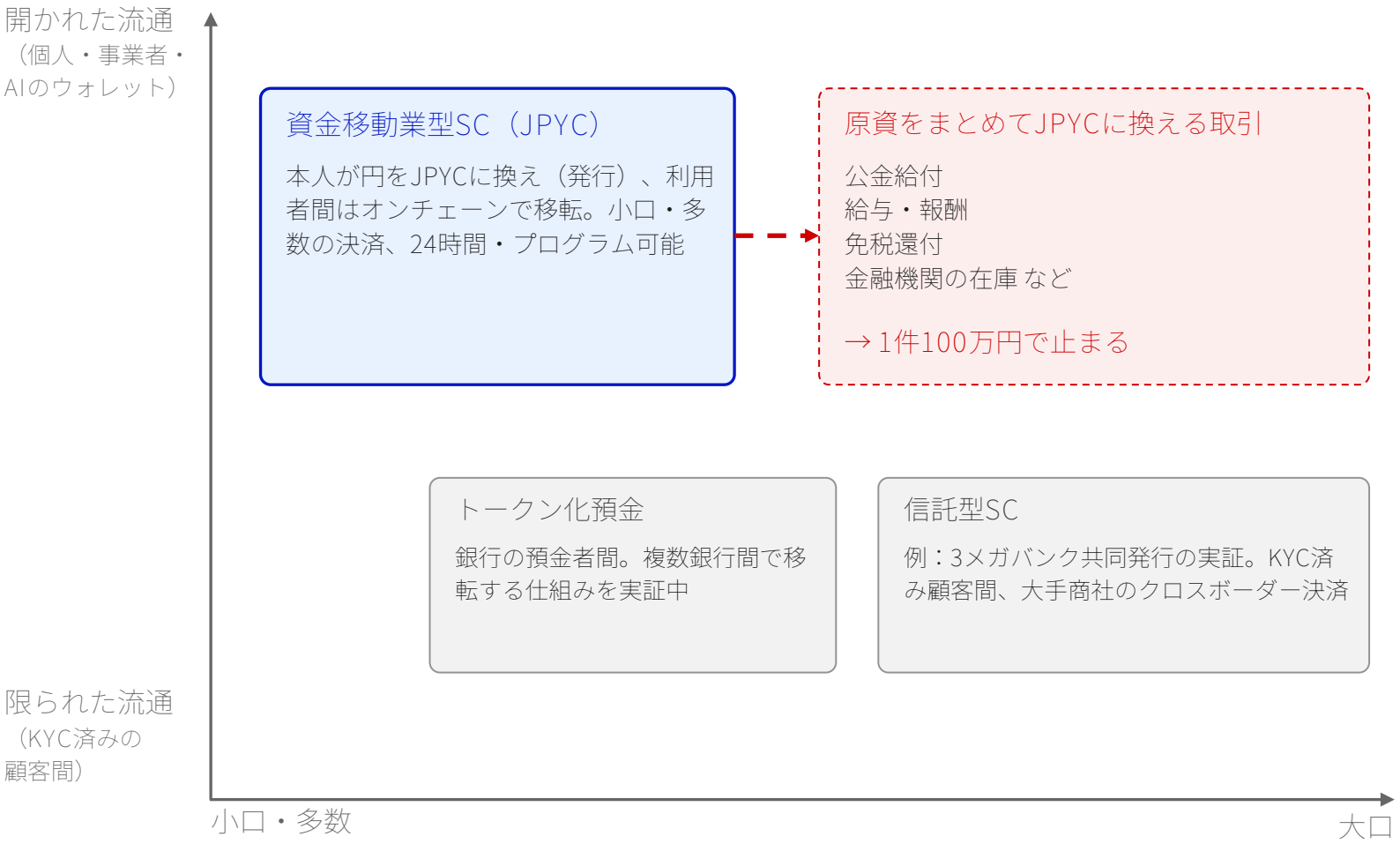
発行体の実務から見た阻害事例と見直しの方向性

2026年11月2日

JPYC株式会社

# 本日お伝えしたいこと

円建てSC等の主な利用領域（当社の整理・イメージ）




## 要点

1. 資金移動業型SCの強みは、個人・事業者・AIエージェントなど、不特定多数が直接持てる「小口・多数」の決済等の商流で生かされる

2. 通常の資金移動業ではできている一括払いが、SCでは「まとめての発行」が1件の為替取引と数えられており、100万円制限で止まる

3. スマートコントラクトで受取人ごとの配分・記録ができることを踏まえると、まとめての発行に合理性がある。ユースケースに即した規制の合理化を、利用者保護とあわせて段階的にご検討いただきたい

※ 位置づけは当社の整理によるイメージ。信託型SC・トークン化預金の記載は「AI時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム」資料2（2026年9月30日）p.11・p.13・p.16に基づく。

# 1. 「1件100万円」上限の現状と見直しの方向

◯ ＝ 上限なし　　× ＝ 1件100万円の上限あり

現状

| 主体 | 発行／販売 | 償還／買取 |
|---|---|---|
| 発行者<br>第二種資金移動業者 | × | ◯<br>（金融庁見解） |
| 電取業者<br>国内の電子決済手段 | × | × ？ |
| 電取業者<br>外国の電子決済手段（USDC等） | × | × ？ |

見直し要望

① 発行者の発行を ◯ に

全額保全・償還義務を条件に、
発行の上限を見直す

② 国内SCの買取を ◯ に

償還の取次となる買取を同視し、
GL・Q&Aで上限外の扱いを明確化

③ 外国SCの買取も ◯ に

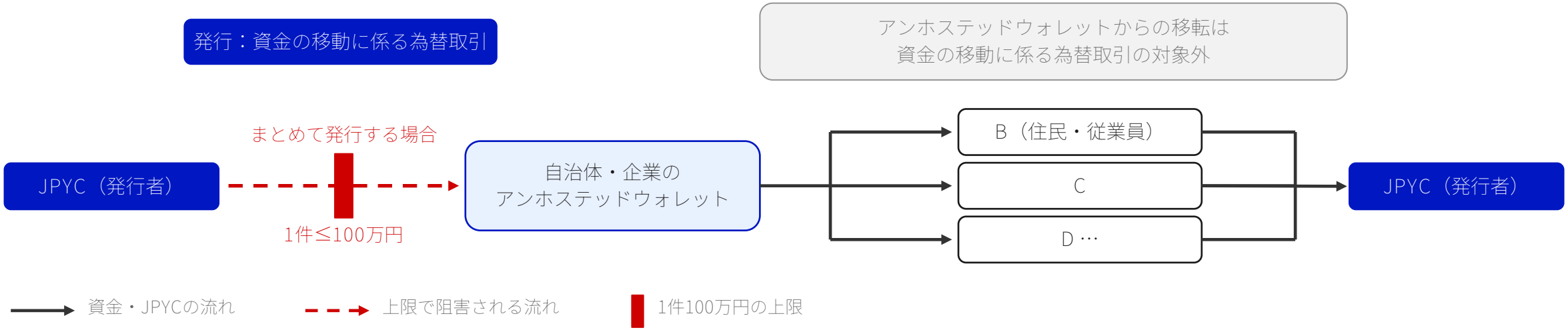
国内SCとの平仄を踏まえた
同様の見直しを

発行者への償還と、電取業者による買取の扱いの整合性を確保

# 2. 「1件100万円」上限が効くのは発行の段階

【問題の所在】 第二種資金移動業の送金上限（資金決済法36条の2第2項、施行令12条の2第1項）は、資金移動業型SCの発行に及ぶ。
当社の発行は利用者本人の円⇄JPYCの取引であり、利用者間ではアンホステッドウォレットのJPYCをオンチェーンで移転する。
→ 受取人1人当たりは少額でも、自治体・事業者が原資を「まとめて」JPYCに換える発行の段階で上限に当たる。

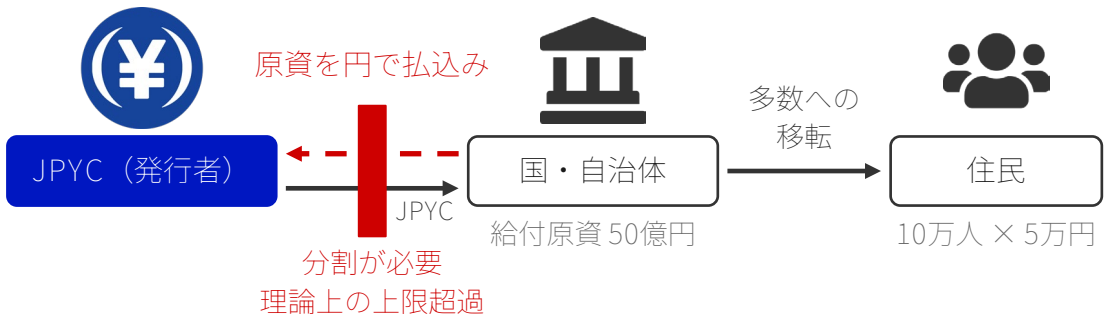
JPYCのスキーム：どこが送金上限の対象となる「資金の移動に係る為替取引」か




| 場面（例） | 1人当たり | まとめた原資 | 必要な発行回数 | 受取人への配付 |
|---|---|---|---|---|
| 給付金・補助金 | 5万円 × 10万人 | 50億円 | 5,000回 | オンチェーンの移転（1件5万円） |
| 給与・業務委託報酬 | ≤100万円 × 100名 | 5,000万円 | 50回 | オンチェーンの移転（1人≤100万円） |
| AIエージェントへの予算 | ー | 月2,000万円 | 20回 | エージェントが取引先へ自動支払い |

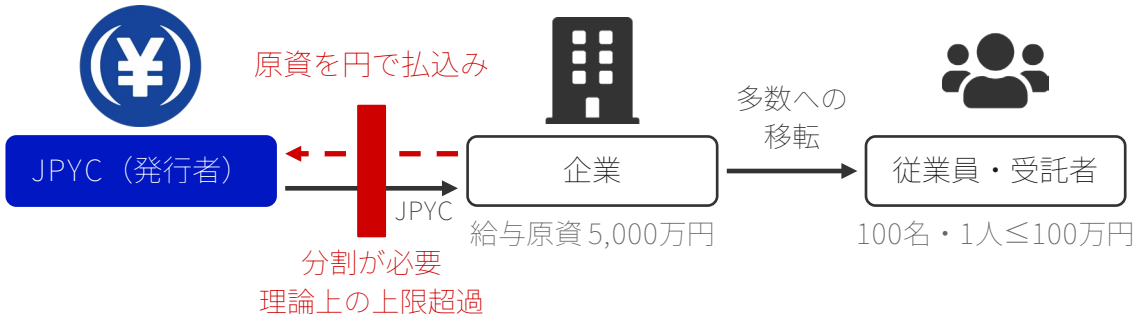
# 3. 阻害事例①　公金給付・給与の一括払い

【一括払い】給付金・補助金




住民1人当たりは5万円でも、自治体が給付原資をまとめてJPYCに換える発行で上限に当たる（50億円→5,000回）。

【一括払い】給与・業務委託報酬




1人当たりは100万円以下でも、企業が給与原資をまとめてJPYCに換える発行で上限に当たる（5,000万円→50回）。

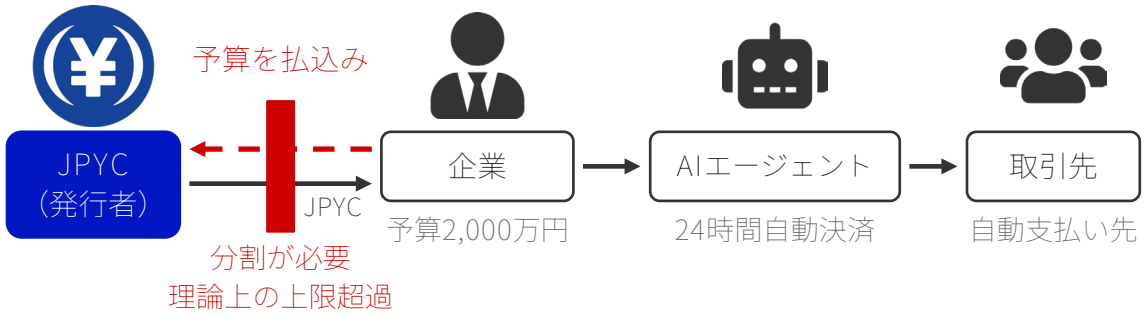
資金・JPYCの流れ　　上限で阻害される流れ　　1件100万円の上限

| | 給付金・補助金 | 給与・業務委託報酬 |
|---|---|---|
| 通常の資金移動業では | ○ 業者が受取人ごとに入金する形なら、一括で支払える | ○ 給与デジタル払いでは、業者が従業員ごとに入金するため、一括で支払える |
| SCでは（上限で詰まる箇所） | × 自治体が原資をまとめてJPYCに換える発行が「1件」となる | × 企業が原資をまとめてJPYCに換える発行が「1件」となる |
| SCならではの強み（当社認識） | 住民の取引銀行を問わず届けられる。プログラマビリティを活かし、使途・期限などの条件を設定できる | スマートコントラクトで受取人ごとに自動配分でき、1人ごとの記録がオンチェーンに残る |
| 対応の方向（4.参照） | まとめての発行の扱いの整理、公的主体との取引の除外 | まとめての発行の扱いの整理、法人との取引の上限見直し |

※ SC・トークン化預金の公金給付への活用可能性はデジタル庁において検討中（「AI時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム」資料2 p.3）
給与・業務委託報酬払いに関する資本業務提携公表済：https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000327.000054018.html

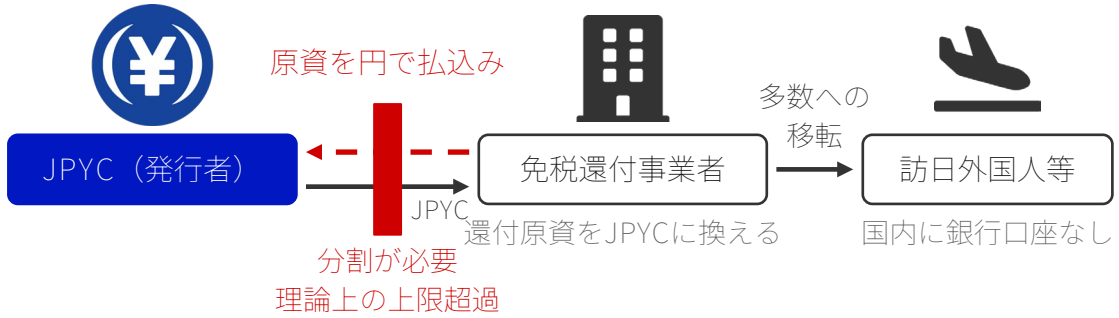
# 4. 阻害事例②　AIエージェントへの予算・訪日外国人への免税還付

【AIエージェント】予算を渡し、自動で決済させる




エージェントに渡す予算をまとめてJPYCに換える発行で上限に当たる（月2,000万円→20回）。

【多数への支払い】訪日外国人への免税還付




還付1件は少額でも、還付事業者が還付原資をまとめてJPYCに換える発行で上限に当たる。

資金・JPYCの流れ　　上限で阻害される流れ　　1件100万円の上限

| | AIエージェントへの予算 | 免税還付 |
|---|---|---|
| 資金移動業型が担う理由（当社認識） | パブリックチェーン上でプログラム可能。エージェントが自らウォレットを持ち、24時間365日決済できる | 国内に銀行口座を持たない受取人のウォレットへも送付できる |
| 上限で詰まる箇所 | 企業が予算をまとめてJPYCに換える発行 | 還付事業者が還付原資をまとめてJPYCに換える発行 |
| 対応の方向（4.参照） | 法人との取引の上限見直し、まとめての発行の扱いの整理 | まとめての発行の扱いの整理、法人との取引の上限見直し |

※ 免税還付は2026年11月の免税リファンド（事後還付）方式への移行に向けたモデル。
業務提携公表済：https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000003.000151022.html

# 5. 上限見直しの先の論点：金融機関によるSC保有・レンディング

【見通し】 上限が見直され流通が広がると、銀行・証券会社・貸付事業者がSCを保有（在庫）し、顧客に提供する段階に移る。




あわせて整理が必要になると考える論点

| 論点 | 内容 | 関連する対応の方向（4.参照） | 照会の例（照会元は非公表） |
|---|---|---|---|
| 金融機関によるSC保有 | 銀行・証券会社がSCを保有する際の取扱い（自己資本規制上の扱い等）の整理 | 金融機関との取引の除外 | 銀行（地方銀行等）：SCの保有、アプリへの組込み |
| 業者間の流動性供給 | 顧客への提供に必要な、まとまった単位での発行（業者間取引）の整理 | 業者間取引の整理の拡張 | 証券会社（複数社）：国債・株式の売買代金、デジタル証券のDVP |
| レンディング | 貸付・担保にSCを用いる場合の、貸付原資の調達の扱い | 金融機関との取引の除外、法人との取引の上限見直し | 貸付事業者・証券会社（複数社）：貸付原資の調達 |

→ 上限の見直しと一体でご検討いただきたい

# 6. 見直しの方向性（要望）

## STEP 1　一括払いのための発行の扱いの整理

**1** 受取人ごとの配分（1件≤100万円）を区分できる場合のまとめての発行の扱いの整理

（2026/5/22、収納代行 パブコメ回答No.11）の考え方を参考

（例）
給付原資50億円をまとめて発行し、10万人へ5万円ずつ配分
→ 個々の配分（5万円）の積み上げとして扱う

## STEP 2　相手方に応じた上限の見直し

**2** 国・自治体・受託金融機関、銀行・証券会社等について発行の上限を撤廃または別枠を設定

主に解消：公金給付、金融機関の在庫・保有、レンディング

**3** 本人確認済みの法人（上場法人等）について発行の上限を撤廃または別枠を設定

主に解消：企業の一括払い、企業財務、AIエージェントへの予算

### 考え方

- 通常の資金移動業でできている一括払いと、同等の扱いを求める
- 滞留規制や管理体制を含む制度全体の設計を踏まえ、利用者保護とあわせて段階的に検討いただきたい

### 利用者保護との両立

相手方の限定、取引モニタリングの強化、資産保全の高頻度化など、追加的な利用者保護措置を検討する。

【第一種資金移動業での発行について】
滞留規制にとどまらず、銀行に近い論点を伴う。カストディの有無など取引類型のリスクに応じた、段階的な見直しをお願いしたい。

以上